

1. 議事日程

〔平成27年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成27年 2月24日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 施政方針 |
| 日程第10 | 議案第25号 平成27年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第26号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第27号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第28号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第29号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第30号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第31号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第32号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第33号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第34号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第35号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第36号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第37号 平成27年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第1号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第27 | 議案第5号 安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例 |
| 日程第28 | 議案第6号 安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例 |
| 日程第29 | 議案第7号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例 |

- 日程第30 議案第8号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第9号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第10号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第34 議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第13号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第14号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第15号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第16号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第17号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第18号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第19号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第20号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第21号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第22号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第23号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第24号 平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第47 発議第1号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉 重 輝 吉	2番	玉 井 直 子
3番	久 保 慶 子	4番	下 岡 多美枝
5番	前 重 昌 敬	6番	石 飛 慶 久
7番	児 玉 史 則	8番	大 下 正 幸

9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番	塚本近	15番	藤井昌之
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教 育 長	永井初男	総務部長兼総務課長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消 防 長	久保高憲	会計管理者	広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	高本修
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	秋重正義
向原支所長	神岡眞信	財政課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第4点、監査委員より平成26年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しております。
また、市長より議案の一部に誤りがあり、お手元に配付しておりますとおり、訂正の依頼がありました。会議規則第19条第1項の規定により、議長において許可されましたので、議案を訂正していただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、14番塚本近君、及び15番 藤井昌之君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 議会運営委員会報告をいたします。
平成27年第1回定例会の運営につきまして、去る、1月27日及び2月17日に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので、報告

いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月18日までの23日間といたしました。議事の都合により、2月25日並びに2月28日から3月17日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問6件、議案37件、発議1件の計44件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第5号から第11号までの7件は文教厚生常任委員会へ、議案第2号及び第4号の2件は総務企画常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。また、議案第13号から第37号までの25件を予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。その他の諮問6件、議案3件及び発議1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、10人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、2月26日を6人、27日を4人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○山本議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第8、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの6件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成27年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議

員の皆様方には、御多用の中御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて今回の定例会に、諮問6議案、条例関係12議案、予算関係25議案の合計43議案を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である美土里町の毛利宣生委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として、引き続き毛利宣生さんを推薦するものであります。

毛利宣生さんは、平成24年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である高宮町の辻駒康博委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として、引き続き辻駒康博さんを推薦するものであります。

辻駒康博さんは、平成24年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

昨年12月31日をもって任期満了となった、吉田町の松林祥子さんの後任候補者として、吉田町の正田俊郎さんを推薦するものであります。

正田俊郎さんは、昭和44年から平成22年に至るまで、東洋乳業株式会社で勤務され、民間職場における人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権

擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

次に、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

平成25年6月30日をもって任期満了となった、高宮町の山縣紀子さんの後任候補者として、高宮町の中土居博臣さんを推薦するものであります。

中土居博臣さんは、昭和48年から平成23年に至るまで、広島市立小学校及び県内公立小学校で勤務され、安芸高田市では小田小学校で勤務されており、特に子どもの人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

次に、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である高宮町の津村秀荘委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として、高宮町の宮木雅之さんを推薦するものであります。

宮木雅之さんは昭和51年から平成23年に至るまで、高宮町役場及び安芸高田市役所で勤務されました。行政職員としての経験から、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

次に、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である向原町の佐藤正彦委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として、向原町の土肥元康成さんを推薦するものであります。

土肥元康成さんは昭和45年から平成14年まで海上自衛隊で勤務され、現在は地区老人クラブの会長を務められ、特に高齢者の人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものでございます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申

し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、質疑・討論及び委員会付託を省略することに決定します。

これより、本件6件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 「施政方針」

○山本議長 日程第9、「施政方針」、ここで、市長の施政方針の表明を受けます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成27年第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成27年度当初予算における主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

我が国の経済は、雇用や所得環境の改善が続く中で、国による各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている一方で、消費者マインドの低下や海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとして懸念されており、依然として予断を許さない状況にあります。

本市におきましては、地方税が平成25年度決算におきましても平成24年度に引き続いて増収になったものの、平成26年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まっており、行財政運営は極めて厳しいものになっております。

また近年、地域別の将来人口の推計や、消滅可能性都市に関する推計が発表されるなど、東京への一極集中や、少子高齢化と人口減少の急速な進行に関する課題が大きく取り上げられるようになりました。政府においても「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上げられ、「地方創生」の動きがまさに始まろうとしております。

当然のことながら本市にとっても、少子高齢化と人口減少は喫緊の課題であり、国の動きを注視しながら効果的な打ち手を真剣に議論していかなくてはならないと思っております。合併10年を経過して、本市がこれから進むべき方向を見定めるときが来ていると思います。

次に、平成27年度当初予算の編成方針について、御説明申し上げます。

本市は合併から10年を経過し、現在、合併当初に策定いたしました総合計画に続く「第2次安芸高田市総合計画」を策定中でございます。平成27年度は、これから始まる新たな10年の総合計画の初年度になります。

新たな総合計画では、「人がつながる田園都市 安芸高田」をまちづくりの将来像に掲げ、これを実現するために必要不可欠な「10年先の目標人口」を示しました。その目標人口の達成のためには、Uターン・Iターン・Jターンで本市に住む人をふやさなければなりません。U・I・Jターンを検討する人にとっての「住みやすいまち」になるためには、市の魅力をさらに磨き、高めていくことが重要と考えております。

安芸高田市は、地域資源に恵まれ、可能性に満ちた魅力的なまちであります。毛利元就に関連する史跡群や甲立古墳などに代表される豊かな「歴史」、神楽やはやし田などに代表される独特の「文化」、土師ダム

周辺施設、湧永庭園、神楽門前湯治村・たかみや湯の森の温泉などバラエティに富んだ「観光資源」、サンフレッチェ広島・湧永レオリックといった日本を代表する「スポーツチーム」など、多くの地域資源があります。また、豊かな自然を有しながら大都市である広島市に近接しているという絶好の立地条件にも恵まれています。

また、合併以来これまで整備してきた、クリスタルアージョ・みらいなどの文化施設や光ネットワーク網などの都市部にも引けを取らない「インフラ基盤」、お太助ワゴンなどによる新公共交通システム、地域中核病院である吉田総合病院を中心とした地域医療体制、市民総ヘルパー構想に基づく自助・共助を生かした特徴的な取り組みなど、「暮らしやすい仕組み」も備わっています。

今後は、これらの本市がもともと備えている「宝」と、合併以来整備してきた「強み」を有機的につなげて「住みたいまちとしての魅力」をより一層高め、発信することが重要であり、そのことこそが国が進めようとする「地方創生」の動きにもつながっていくものと思っております。今般設置した「安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を中心に、これまでの発想を転換し、次元の違う発想で「安芸高田」らしい「地方創生」の形を創り出し、それを市内外に積極的に発信してまいりたいと思っております。

一方で、平成26年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的削減が始まっており、行財政運営はますます厳しいものとなってまいります。今後、持続可能な行財政運営を行うためには、さらなる行政改革を推進していかなくてはなりません。平成27年度からは「第3次安芸高田市行政改革大綱」によって、これまでの行政改革の取り組みを継続しつつ、新たな課題にも取り組むこととしておりますが、特に大きな課題になるのは、市が保有する公共施設のマネジメントと考えております。「安芸高田市公共施設管理基本方針」で示された「現在ある施設の30%以上削減」を目標に、施設の統廃合を進めていく必要があると思っております。

このため、平成27年度当初予算編成におきましては、持続可能な行財政運営をするために解決しなくてはならない公共施設のマネジメントなどの中長期的な課題を視野に、今行うべき行政改革に正面から取り組むとともに、「第2次安芸高田市総合計画」に掲げたまちづくりの将来像「人がつながる田園都市 安芸高田」を実現するため、「人が集い育つまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「地域資源を生かしたまちづくり」の3つのまちづくりに挑戦し、「安芸高田市の魅力」をさらに高める施策を行うことを基本方針として予算編成を行いました。

その結果、平成27年度の当初予算規模は、一般会計、199億5,000万円（対前年度比0.3%減）、11の特別会計は、合計117億7,773万3,000円（対前年度比0.8%増）、地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で4億8,667万2,000円（対前年度比21.5%減）となりました。これに加えて、国の掲げる「地方創生」の施策の先行的な取り組

みとして7,678万1,000円、消費の喚起と生活支援を目的としたプレミアム率30%の商品券の発行のための助成金8,343万円を平成26年度補正予算で計上して翌年度に繰り越し、平成27年度当初予算とあわせて実行いたしたいと思います

それでは、今般策定いたしました「第2次安芸高田市総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、施策の概要を御説明申し上げます。

最初に、一つめの「目指す都市像」人が集い育つまちづくりへの挑戦であります。

一つめの「政策目標」自然と調和した快適な田園都市の形成の主たる施策分野は、「生活環境」、「公共交通」、「情報基盤」、「定住促進」であります。定住対策、U・I・Jターンの促進は、冒頭に申し上げましたように、総合計画の目標人口の達成のために、最も重要な施策であります。また、国の掲げる「地方創生」の大きなテーマの一つは、東京から地方への人の移動を促すということであり、目指すべき方向は一致しております。平成27年度は、新たに地域おこし協力隊を配置し、将来の定住を目指すとともに、「外部の目」を生かした新しいアイデアを取り入れていきたいと考えております。各自治体とも、平成27年度は「地方創生」を着実に進めるために「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたし、平成28年度からその具体的な実行に移ることになっておりますが、早期に「地方創生」の効果を上げるべく、今年度から幾つか先行的な取り組みを行っていききたいと思っております。

平成26年度から他市町に先駆けて行ってきた「空き家実態調査」の結果を踏まえ、空き家を活用した定住促進施策を推進してまいります。また、市内の使われていない公共施設や空き家を活用して、サテライトオフィスなどの企業誘致を行っていききたいと思っております。

生活基盤の整備につきましては、現在「ふれあいあきたかた産直市」の場所への「道の駅」の整備に向けて国土交通省等と協議を進めております。市内の農産物等の販売拠点や、観光情報等の発信拠点としてはもちろんのこと、防災拠点としての機能も備えた、新しいタイプの「道の駅」を目指しております。今後の「地方創生」を考える上で重要な施設になると思っております。

幹線道路の整備につきましては、東広島高田道路の本格的な工事の着手が行われることをはじめ、勝田根之谷線など市道の整備につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。また、学童の安全確保等の交通安全対策につきましては、点検の結果を踏まえ、危険度の高いところから順次整備してまいりたいと考えております。

上水道につきましては、平成28年度に会計を統合して効率的な管理運営を行うとともに、美土里町矢賀・横田の未給水区域の解消と市内へ安定した水を供給するため、水道施設の整備を進めてまいりたいと思っております。

下水道につきましては、今後施設の更新時期を迎えることから、長寿

命化を目指した整備構想を策定するための機能診断を行ってまいります。あわせて、平成27年度はそのための料金改定について検討を行ってまいりたいと思っております。

2つ目の「政策目標」学ぶ文化の醸成の主たる施策分野は、「学校教育」、「生涯学習」でございます。

学校教育の充実につきましては、当市では、広島県内トップレベルの学力をつけることを目標に掲げております。

そのための新たな施策として、「安芸高田市学力向上戦略（仮称）」を策定するとともに、電子黒板・タブレット端末を導入し、教育効果の向上を目指すことにしております。平成27年度はモデル校を小学校・中学校から1校ずつ選定いたし、授業の進め方、教育効果等について検証を行い、市内の他校への導入時期・方法について、検討をすることにしております。

このほか、新たにスクールサポーターを配置し、小中学校の生徒指導の充実に努めてまいります。また、これまで保護者や地域の皆様と協議しながら進めてまいりました学校規模の適正化につきましては、平成27年度が計画期間の最終年度となりますが、引き続き合意形成に向け協議を行うこととしております。

生涯学習の推進につきましては、引き続き文化センターや博物館等の社会教育施設、スポーツ施設の適切な管理・運営を行い、利用促進に努めてまいります。

また、市民の学習ニーズ・地域課題の解決に向け、魅力的な学習機会を提供するとともに、自主的な芸術文化・スポーツ活動を支援してまいりたいと思っております。このほか、夏休み子ども教室、子ども科学教室や英会話教室、中学生の海外派遣事業など、学習支援に努めてまいりたいと思っております。そして、みずから意欲的に学び、学んだ成果をまちづくりに生かしていく生涯学習社会の構築を進めてまいります。

3つめの「政策目標」子育て支援と就学前教育の充実の主たる施策分野は、「子育て支援」、「就学前教育」であります。

子育て支援の充実は、「地方創生」の柱の一つであります。本市では、平成27年度から新たに、「第3子以降の保育料の無料化」に取り組んでまいります。子育て世帯の経済的な負担を減らし、出生率の向上を目指すとともに、既存の定住促進事業と組み合わせてPR活動を積極的に行い、市外の子育て世代のU・I・Jターンに結びつけたいと考えております。

日中の預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりに対応する「ファミリーサポートセンター事業」の対象児童を小学校6年生まで拡大し、利用者の皆様の御希望に応じてまいりたいと思っております。また、「放課後児童クラブ」、「放課後等デイサービス」などの児童の預かり施設の充実にも努め、近年ますます増加してきた利用希望にも応えられる体制を整えてまいりたいと思っております。

さらに、「子育て支援センター」の一時預かり、病後児預かりと、「こども発達支援センター」の親子教室・相談業務の充実を図り、「24時間保育の充実」に努めてまいりたいと思います。子育て医療の充実につきましては、これまでと同様に中学校3年生までの医療費の無料化を継続するなど、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

次に、安心して暮らせるまちづくりへの挑戦であります。

一つ目の「政策目標」ともに助け合う安全・安心の主たる施策分野は、「防災」、「安全・安心」であります。

近年、マスコミに取り上げられることも多くなりましたが、本市でも同様に、高度成長期に集中して建設された橋梁や水道等のインフラ施設の更新時期が迫ってきております。市民の皆様安心して使っていただけるように、既に実施した市道及びトンネルの調査と同様、平成27年度は庁舎、ため池、下水道、農道橋の老朽化調査・耐震診断を実施したいと思います。

また、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした自主防災組織が市内一円に拡大するよう強く推進するとともに、防災資機材・備蓄物資の購入支援や防災訓練等も協力して行ってまいります。災害時には、市消防本部・消防署及び消防団との緊密な連携のもと、万全の体制で対応するため、女性を含めた消防団員の確保に力を入れるとともに、消防車両や防火水槽等についても計画的に整備してまいります。

いわゆるオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害が依然として発生しております。今後も引き続き、「安全・安心な住みよいまち」の構築に向け、消費生活窓口の体制を維持してまいりたいと思います。

2つ目の「政策目標」支え合う福祉社会の実現と医療体制の充実の主たる施策分野は、「保健・健康」、「医療」、「介護」、「高齢者福祉」、「社会福祉」であります。全国的な課題である高齢化は、特に中山間地域である本市においてはより深刻な課題であり、それに伴う医療費・保険料の高騰が将来の懸念材料となっております。

「市民総ヘルパー構想」は、古くからある「もやい」の精神に基づき、「自分たちの健康は、自分たちで守る」という精神のもと、新たな「互助・共助」の形を創り出すことで、医療・介護・福祉等の必要な費用を抑制しながら、公共サービスの維持・向上を目指す取り組みであります。平成27年度は、「生活習慣病重症化予防事業」、「若年性生活習慣病予防事業」に引き続き重点的に取り組むとともに、新たに「高血圧重症化予防対策事業」について研究し、将来、高額な医療費がかかる慢性的な症状になることを防ぐ事業に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

これらの新たな取り組みに、従来行ってきた介護予防活動である「ふれあいサロン」の支援や健康づくりの支援などを組み合わせることで、健康で充実した生活と医療費抑制の両立を図ってまいりたいと思っております。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJ A吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師等の人材確保に向けて取り組んでまいります。J A吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」の運営につきましても、引き続き財政支援をしていきたいと思っております。さらに、近年社会的な問題として取り上げることが多くなった認知症について早期に発見し、適切に対応するためのプログラムの策定についても新たにに取り組んでまいりたいと思っております。

障害者福祉の推進につきましては、地域社会における共生の実現を図るべく、障害者福祉サービスの充実に向けた取り組みとともに、障害者の自立支援を目的とした社会参加の促進を図るための取り組みについても行ってまいりたいと考えております。

3つ目の「政策目標」未来につなぐ自然環境の主たる施策分野は、「自然環境」、「資源循環型社会」、「再生可能エネルギー」であります。

資源循環型社会を構築し、自然環境を守るための取り組みとして、平成27年度は新たにE C Oモデルタウンとしてさらなる資源リサイクルに取り組む地域を選定いたし、ごみの分類を15分類から24分類にふやす取り組みを試験的に行い、効果や方法について検証いたしたいと思っております。資源リサイクルにさらに力を入れ、ごみの減量化をさらに推進していきたいと思っております。

次に、地域資源をいかしたまちづくりへの挑戦でございます。

一つ目の「政策目標」安芸高田市の宝を磨くの主たる施策分野は、「歴史・伝統文化」、「スポーツ振興」、「観光・交流」であります。冒頭にも申し上げたように、本市は豊かな自然、独特の文化、バラエティに富んだ観光資源など、数多くの「宝」と「強み」があります。今後は、これらに光を当て、磨きをかけ、それぞれを組み合わせるなどして、「住みたいまちとしての魅力」をより一層高めてまいりたいと思っております。そして、その魅力を積極的に市内外へ発信し、U・I・Jターンを促進することにつなげていきたいと思っております。

本市の地域資源である「神楽」と「毛利元就の歴史遺産」を活用した観光振興・地域振興施策に取り組む「未来創造事業」につきましては、「神楽甲子園」や「ひろしま安芸高田神楽東京公演」が大きな反響を呼ぶなど、年を重ねるごとに着実に成果をあげているところですが、その成果を観光客の増につなげて、地域経済の活性化を図らなければなりません。本年1月からは、広島～成田間を結ぶ春秋航空日本との連携による神楽鑑賞ツアーが格安で商品化されました。東京圏からの誘客に注力しておりますが、今後もさらに魅力的な商品を提案し、「安芸高田の宝」を積極的に発信することが何より重要であると考えておるところであります。

設立から3年目になる「安芸高田市観光協会」に対する支援を引き続き行い、市内の観光に係る情報の取りまとめ、情報発信に力を入れると

ともに、「まち歩き観光」などの新しい観光プランの確立に努めてまいりたいと思います。

また、観光スポットの映像を観光客が見たり、観光客が訪れた観光スポットの情報を観光客自身がインターネットを通じて拡散したりできるように、定点カメラと公衆無線LANを観光スポットに設置いたしたいと思います。市が情報発信するだけでなく、訪問した観光客みずからに市の観光地の情報発信を促す仕組みも取り入れていきたいと思っております。さらに、市外の人が本市に興味を持ってもらえるような市の行政情報の発信、観光情報の発信を、ホームページやソーシャルネットワークサービスを活用して積極的に行ってまいります。市外の人に本市の魅力を知ってもらい、観光客の増、U・I・Jターンの増につなげていきたいと考えております。

農産物もまた、本市の豊かな自然に育まれた「安芸高田の宝」であります。農産物を生かしたブランド化の推進、特産品づくりの推進については、これまで行ってきた「青ネギ」などの競争力のある作物の強化に加え、新たな野菜や薬草などの栽培に取り組むことにしております。こうした農産物を加工し、販売まで行う6次産業化につきましても積極的に取り組んでまいり所存であります。

また、原山・羽佐竹地区を新たに大規模なキャベツの生産拠点とする県営の基盤整備事業につきましては、今後の本市の農業の柱となるものであります。地元地権者や関係機関と緊密な連携をとり、着実に進めていきたいと考えております。これらの「安芸高田の宝」を磨く際には、市内外におられる、本市の応援団「ふるさと応援の会」の皆さんの幅広い知見と人脈をおかりしたいと考えております。「ふるさと応援の会」は、会員数が2,200名を超え、平成26年度には関東支部を立ち上げていただきました。ひろしま安芸高田神楽東京公演では、さまざまな御協力をいただきました。今後とも、本市の外から視点を変えて御助言などをいただくことで、新たな「安芸高田市の魅力づくり」を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の「政策目標」協働によるまちづくりの推進の主たる施策分野は、「地域振興」、「男女共同参画」、「人権・多文化共生」であります。

参加と協働によるまちづくりを推進するため、引き続き地域振興会の活動を支援していきます。また、男女共同参画の推進や青少年の健全育成につきましても、関係機関・団体と連携し、施策を推進するとともに、広報や研修会など啓発に取り組んでまいります。

多文化共生につきましては、多文化理解を進めるための市民講座、外国語教室を行うとともに、在住の外国人にとって暮らしやすい環境とするために、日本語教室の開催、相談員・通訳員の充実に取り組んでまいります。

3つ目の「政策目標」産業の活性化と地域経済の循環の主たる施策分

野は、「農林水産業」、「商工業」、「循環型地域経済」であります。今般の「地方創生」を目指す取り組みにおいて、産業の活性化は重要な柱の一つであります。本市の基幹産業である農業を支援するために、「人・農地プラン」によって担い手農家等へ農地を集積し、経営強化モデル事業等によって経営力の向上を目指す農業法人の条件整備を支援してまいりたいと思っております。

また、市とJAが共同拠出した「農業後継者育成基金」を活用し、県立農業技術大学の学費等を支給するなど、将来の農業を支える担い手の育成及び確保にも努めていきたいと思っております。

シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策・ジビエの特産化につきましては、昨年度から設置をいたしました鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣捕獲班の活動により、強力で推進してまいりたいと思っております。

商工業者の支援につきましては、市内に立地した企業に対する奨励金制度、今般整備いたしました光ネットワークを活用してネットショップを開設する事業者に対する支援制度、高校生に対する地元企業への就職につながるインターンシップなどの取り組みを行い、地域産業の振興に努めてまいりたいと思っております。また、地域の消費喚起・生活支援のため、プレミアム率30%の商品券を各世帯に行き渡るよう発行し、地域経済の活性化を図りたいと思っております。

最後に、第3次行政改革の取り組みであります。

平成17年度から第1次行政改革、平成22年度から第2次行政改革と、継続して行革の努力を続け、平成27年度は第3次行政改革の初年度となります。

平成26年度からは普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まっており、ますます財政状況が厳しくなってくることが予想されます。今後ともたゆまず行革の努力を続けていかななくてはならないと思っております。第3次行政改革では、公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化を重点的に取り組むと同時に、引き続き職員適正化計画に基づく取り組みを継続することにしております。

平成27年度は、公共施設の配置適正化につきましては、向原公民館・向原保健センターなどの老朽化した利用されていない施設の解体を行ってまいります。このほか、現在活用されていない公共施設を活用した民間事業者の支援も行ってまいります。受益者負担の適正化につきましては、先ほど「生活基盤の整備」で御説明申し上げたように、上下水道料金の改定に向けた基本方針の策定を行ってまいりたいと思っております。これらにつきましては、市民の皆様には大きな影響を与えるものでございますので、皆様によく情報を提供し、御理解を得ながら進めていきたいと考えておるところであります。

以上、平成27年度の予算編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきました。平成27年度は、安芸高田市の魅力をさらに磨き、発信し、「地方創生」への第一歩を踏み出す年とすること

を施政方針とさせていただきたいと思っております。

先ほど、施政方針に書いてないことを申し上げました。追加いたしました。まことに申しわけございません。また、皆様方には訂正の施政方針をお配りしたいと思います。ありがとうございました。

○山本議長 これをもって「施政方針」を終わります。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第10 議案第25号 平成27年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第11 議案第26号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成27年度安芸高田市水道事業会計予算

○山本議長 日程第10、議案第25号「平成27年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第22、議案第37号「平成27年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第25号から議案第37号までの提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、議案第25号の平成27年度安芸高田市一般会計予算であります。本案は、平成27年度安芸高田市一般会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件であります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、199億5,000万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を15億2,180万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入

限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第26号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、43億3,054万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に、議案第27号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億4,257万3,000円とするものであります。

次に、議案第28号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、44億5,807万1,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第29号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」であります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、212万7,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を100万円と定めるものであります。

次に、議案第30号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、2億5,871万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,740万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第31号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億3,800万8千円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6,610万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第32号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億1,933万4,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を7,700万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第33号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億4,983万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,220万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を

7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第34号「平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,084万6,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第35号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、10億5,247万2,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を1億5,510万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第36号「平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,520万6,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

最後に、議案第37号「安芸高田市水道事業会計予算」でございます。

予算第3条の、収益的収入及び支出の予定額を2億8,601万2,000円とするものであります。

予算第4条は資本的収入の予定額を1億2,095万4,000円、資本的支出の予定額を2億66万円とするものであります。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額7,970万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額704万4,000円、当年度分損益勘定留保資金7,220万円及び建設改良積立金46万2,000円で補填するものでございます。

予算第5条に定めます、企業債の限度額を9,000万円とし、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

次に予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間での流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費につきましては、議会の議決を経なければ、他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、議案第25号から議案第37号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第23 議案第1号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第23、議案第1号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において「行政手続法の一部を改正する法律」が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法の趣旨にのっとり必要な改正するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 おはようございます。

議案第1号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例について」、要点の御説明を申し上げます。

別途、説明資料を提出しておりますので、まずはそちらの説明からさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

1の行政手続法の改正の経緯と趣旨についてまとめております。このたびの条例の一部改正につきましては、上位法に当たります国の行政手続法の一部改正を受け、行政指導に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする改正の内容となっております。

次に、2の行政手続法の改正概要についてでございますが、このたびの改正のポイントを3つ示しております。

具体的には、4の安芸高田市行政手続条例の改正の概要の(1)行政指導の根拠等の明示にありますように、行政指導を行う際に、市の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し、根拠となる法令の条項等を示さなければならないとされております。

次に、2の行政指導の中止等の求めにつきましては、2ページの2行目の終わり当たりからになりますが、いわゆる当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を記載した書面により申し出て、当該行政指導の中止その他必要な処置をとることを求めることができるとされたもので、この申し出があったときには、市は必要な調査を行い、場合によっては行政指導の中止などの措置を講ずることとされております。

次に、3の処分の求めについてでございます。

法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思われるときには、何人も市の機関に対してその旨を記載した書面により申し出て、処分または行政指導することを求めることができることとされたもので、市はその申し出があったときは、必要な調査を行い、必要に応じて当該処分または行政指導をしなければならないとされたものでございます。

なお、(2)及び(3)の最後の部分にそれぞれイメージ図で表しておりますように、改正後においては、処分または行政指導に対し、正式な手続として、中止の求めや是正のための処分等の求めが正式に書面によりできることが明示されたというところが主な改正の内容となっております。

次に、議案の説明をいたします。議案書のほうをお開きをいただきたいと思えます。

議案第1号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」でございますが、2ページをお願いいたします。

第2条第1項第1号の改正は、定義において条例等の説明にこの条例等の中には広島県からの移譲事務に係る条例及び規則も含むことを改めて明示をしたものでございます。

次に、第3条第1項の改正は、本条例に第5章として処分等の求めを加えたことから、章ずれの整理をしたものでございます。

次の第7号及び第8号の改正は、それぞれ字句の整理をしたものでございます。

3ページの中段あたりをお願いいたします。

第33条の改正は、先ほど資料で説明をさせていただきましたように、行政指導をする際には、根拠法令を示さなければならない旨の条項を追加したものでございます。

次の第3項の改正は、第2項を追加したことに伴う項ずれを整理したものでございます。

次に、第35条の改正は、資料で説明をさせていただきました、行政指導の中止等の求めの関係について、第1項及び、4ページの上段あたりになりますが、第2項並びに第3項にこれを追加したものでございます。

次に、第5章の処分等の求めにつきましても、先ほど説明をいたしました事項を第36条第1項、第2項及び第3項に追加をしたものでございます。

次に、5ページの上段になりますが、第6章及び第37条の改正は、それぞれ章ずれ及び条ずれについて整理をしたものでございます。

次に、附則の第1項につきましては、本改正条例の施行期日を平成27年4月1日としたものでございます。

次に、附則の第2項は、本改正に伴い本改正条例を引用しております、安芸高田市税条例の第4条第2項の中の引用条項の整理をしたものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第1号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第24、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、施策の展開により来年度新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めるとともに、廃止となる非常勤職員の見直しを行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第25 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

○山本議長 日程第25、議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告及び広島県人事委員会の勧告並びに県内他市の状況を踏まえ、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改訂を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

説明資料を提出しておりますので、そちらの説明からさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、基本的には、昨年8月に出されております人事院勧告に基づくものでございます。上段の枠の中にその人事院の給与勧告の意義と役割について記述をしております。

その中の2にありますように、人事院勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を行う上での基盤であると位置づけられております。

次に、本市の取り扱いについてでございますが、下段の枠の中に記述をしておりますように、地方自治体公務員におきましては、国の人事院にかわる機関として人事委員会が設置されることとなりますが、本市は人口規模からこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととされております。

このとき本市の給料表は、国家公務員の俸給表を準用していることから、給与設計は人事院勧告及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であるとされているところでございます。

なお、給与の決定に当たりましては、地方公務員法に4つの原則がう

たわれております。情勢適応の原則、職務級の原則、均衡の原則、条例主義、これらのことを考慮することとされております。

次に、2ページをお願いいたします。

本年の人事院勧告につきましては、実施の時期が2段階とされております。

昨年12月の定例会におきましては、平成26年の4月にさかのぼって月例給を平均で0.27%引き上げること、及び通勤手当を引き上げること。また期末勤勉手当の総支給月数を0.15月引き上げて、4.1月にすることにつきましては、これは既に12月に議決をいただいているところでございます。

このたびの改正は、説明資料の2ページの上段にありますように、給与制度の総合的見直しのための改定でございます。その内容は枠内にありますように、地域間の給与配分の見直しとしまして、①俸給表の水準を平均で2%引き下げること。地域手当の支給割合の見直しを行うこと。

次に、世代間の給与配分の見直しとして、先ほど申し上げました、①俸給表の水準を平均で2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在席する号俸を最大で4%引き下げること。

次に、中段にあります、激変緩和措置につきましては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

次に、地域手当の見直しについては、先ほど申し上げましたように、現行3%から最高18%のものを最高の部分で20%に引き上げるものでございます。

次に、職務や勤務実績に応じた見直しについては、単身赴任手当を引き上げること。また、管理監督職員が、災害等への対応のために週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間勤務した場合に、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で管理職特別勤務手当を支給すること。

以上が、本年度の人事院勧告のうち4月実施となっております給与制度の総合的見直しの内容でございます。

3ページをお願いいたします。

この人事院勧告を踏まえまして、本市の取り扱いについてでございますが、まず地域間の給与配分の見直しとして基本的には人事院勧告どおり、①で給料表の水準を2%引き下げることといたします。

ただし、②の地域手当の支給につきましては、安芸高田市は支給対象外の地域となっておりますので、このたびの改正においても安芸高田市の職員にとっては2%の引き下げのみとなる結果でございます。

なお、過去に行ってまいりました同じ地域間の給与配分の見直しについて、中段から枠内に記述をしておりますが、平成17年の人事院勧告に基づきまして、平成18年4月から実施した内容になります。このときの改定は、現行の調整手当にかえて民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給することとされ、このとき初めて地域手当という考え方が導入をされました。

具体的な内容は、さらに枠内に記述をしておりますように、①で俸給表の水準を、このときは平均で4.8%引き下げる。②で地域手当を3%から、最高で18%を支給すること。③で結果として、安芸高田市内に勤務する職員は、地域手当の支給対象ではりありませんでしたので、実質平均で4.8%の引き下げのみとなっております。

下のイメージ図の説明につきましては、4ページの上と同じ内容になりますので、4ページの表の図のほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の地域間の給与配分の見直しにつきましては、左のほうにあります図のように、現行で民間賃金の低い地域では、公務員と民間の賃金で2%の差、いわゆる公務員が高いという結果が。また反面、東京都では、地域手当を18%支給してもなお民間賃金より低いという結果が出ております。これを見直ししまして、見直し後で公務員の賃金を2%引き下げ、これを原資に地域手当とし、最高で20%に引き上げるという内容でございます。

次に、世代間の給与配分の見直しについてでございますが、とりわけ①の平均2%を引き下げる中で、若い層の俸給月額では2%を下回る引き下げ幅になりますが、50歳台後半の層の職員にあっては、最大で4%の引き下げになるという形、これをイメージ図として表しております。

また、②では上記の措置を踏まえまして、現在55歳を超える職員に対して1.5%の給料の減額措置を行っておりますが、現給保障の期間終了をもって減額措置も終了する予定としております。

次に、5ページをお願いいたします。

先ほど申しました現給保障、激変緩和措置についての説明でございます。

下のグラフ表のほうをごらんいただきたいと思っておりますが、いわゆる現給保障のイメージ図になります。一番左の棒グラフ、これが平成27年3月31日現在の給料月額になります。人事院勧告による現給保障とは、この時点の給料は、3年間の経過措置をもって保障しようとするものが勧告の内容でございます。

なお、本市の取り扱いとしましては、この現給保障の期間を上記に記述をしておりますように、広島県並びに他市の状況も踏まえながら、平成27年4月1日から当分の間とし、その当分の間は、おおむね5年とすることとしております。

次に、下のほうになりますが、地域手当の見直しにつきましては、本市の支給実態に合わせて支給割合を見直しはいたしますが、実態としては、安芸高田市内は地域手当の支給対象地域となっていないため、実質は2%の給与水準の引き下げのみとなっております。

6ページをお願いいたします。

職務や勤務実績に応じた見直しでございます。単身赴任手当を引き上げることとしております。基礎額を2万3,000円から3万円に、また交通距離に応じた加算額として、現行6,000円から4万5,000円を、8,000円か

ら7万円に引き上げることとしておりますが、基本的には単身赴任手当を支給しなければならないほど遠距離にある職場は、安芸高田市にはありませんので、該当する職員は現在おりません。

次に、中段あたりになります。管理職員特別勤務手当の追加でございます。

本来、管理職員特別勤務手当は、土日、祝日など、いわゆる週休日等に勤務した管理職員に対し、勤務1回つき7,000円を超えない範囲で支給されるものでございます。昨今の災害等に対応するため、週休日以外の平日においても午前0時から午前5時までの間、頻繁に勤務する事案がふえていることから、この間勤務した場合、勤務1回につき半額の7,500円を超えない範囲で支給をするものでございます。

なお、次の昇給・昇格制度の改正のうち、昇格制度につきましては、このたびの条例改正を必要とする事項ではありませんが、職員団体との合意に達しておりますので、あわせて説明をさせていただきます。

最初に昇給制度でございますが、基本的には、地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から本格導入をされます人事評価制度に合わせ実施をすることといたします。

具体的には、55歳を超える職員は、標準の成績では昇給しないこととするもので、下の表の下段になりますが、これを示すものでございます。7ページをお願いいたします。

次に、昇格制度についてでございます。高位の号級から昇給した場合の給与月額を増加額を縮減する内容ですが、具体的には、課長及び部長職に昇格する職員の昇格幅を減少するもので、これらの制度の改革につきましては、先ほど来出てまいります世代間の給与配分の見直しということにもつながっているというものでございます。

最後に、それぞれの実施時期についてでございますが、①新給料表への切りかえは、平成27年4月1日から実施をいたします。

②現給保障のことになります。これは当分の間として、その当分の間とはおおむね5年と見込みます。

③諸手当等の見直しにつきましては、管理職特別勤務手当を平成27年度から、また単身赴任手当の基礎額は段階的に実施し、平成30年度で完成することといたします。

昇格制度の見直しは、平成27年4月1日から適用いたします。昇給制度の見直しは、人事評価制度の導入時期にあわせ、平成28年4月1日実施といたします。

以上で、資料の説明を終わり、次に議案の説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

新旧対照表で、右が改正前、左が改正後になります。

第17条は、単身赴任手当の改正でございます。

2ページをお願いいたします。

単身赴任手当の基礎額を2万3,000円から3万円に。また、交通距離区

分を、最高額を4万5,000円から7万円に引き上げる内容で、区分ごとの金額は規則で定めることとなります。第25条第1項から第4項までは、管理職特別勤務手当の改正内容を記述したものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第31条の改正は、単身赴任手当について、再任用職員へも適用させる内容の改正ですが、現在、本市には該当する事案はございません。

次に、別表第1、行政職給料表の改正は、平均で2%の引き下げを行う内容で、次の4ページから7ページ中段下まで、また同じ内容で別表第2、消防職給料表につきましても、7ページ下段から12ページ下段まで具体的な改正内容を記述しております。

また、7ページ及び12ページの給料表の最下段には、行政職及び消防職のそれぞれ再任用職員の給料表につきましても、平均で2%引き下げる内容を記述したものでございます。

12ページ下段、第2条、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、13ページ表中の第7条に改正内容を示しますように、一般職同様に、特定任期付職員においても月額給料表を平均で2%引き下げる内容でございます。なお、特定任期付職員とは、高度な専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事をさせるために採用する者のことを指し、現在、本市では、該当する者はありません。

次に、附則につきましては、第1条で施行期日を定め、第2条では、切りかえ日である平成27年4月1日以前に異動した者は、この切りかえにより、著しく均衡を欠く場合に、調整を行うことができる旨を定め、第3条では、現給保障の経過措置を当分の間とすることなどを定め、次のページになりますが、第4条では、給与条例第11条の規定による給料の額の調整を行う場合は、現給保障額を含む額を対象とする旨を定め、第5条では、単身赴任手当の基礎額の改正を平成30年3月31日までの間で段階的に改正する旨を。また、第6条では、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることを委任する旨を記述したものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番 前重昌敬君。

○前重議員 先ほどの説明資料の中で、6ページでございましたが、多分、読み間違えだと確認するわけですが、人事院勧告に準じ管理職員特別勤務手当を追加というところで、ここには3,500円という文言が書いてあるんですが、言葉では7,500円という言葉が出たんですが、この辺は3,500円が正しいということで理解してよろしいですか。

○山本議長 総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 6ページのところで、7,500円と間違っただようでございます。

3,500円が正しい数字でございます。

○山本議長 ほかには質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高  
田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」  
の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○山本議長 日程第26、議案第4号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定につ
いて」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」、提
案理由の御説明を申し上げます。
本案は、郷野地区コミュニティ集会所ほか43施設について「安芸高田
市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定によ
り、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項
の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、施設の設置目的や特性、また、この
間の管理運営状況を総合的に検証し判断したものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを
申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会
に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第27 議案第5号 安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用

者負担等を定める条例

日程第28 議案第6号 安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例

○山本議長 日程第27、議案第5号「安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」から日程第28、議案第6号「安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月に始まる「子ども・子育て支援新制度」に関連し、「児童福祉法等」が改正されたことにより、子どもの教育・保育に係る利用者負担等を条例で制定する必要性が生じたため、幼稚園、保育所、認定こども園等に関する保育料等を統一的に定めようとするものであります。

続いて、議案第6号「安芸高田市保育所条例等の一部を改正する等の条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月に始まる「子ども・子育て支援新制度」に関連し、「児童福祉法等」が改正されたことにより、安芸高田市の関係条例を改正及び廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第7号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第29、議案第7号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの間の、第1号被保険者保険料について定めるものであります。

第6期介護保険事業計画によりますと、第6期におきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料基準額を介護給付費見込み額から推計を行った結果、現在の6,000円から6,100円に改定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第8号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第31 議案第9号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第32 議案第10号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第30、議案第8号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、日程第32、議案第10号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市市長 議案第8号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」が変更されたこ

とにより、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第9号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が変更されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第10号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が変更されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○山本議長 日程第33、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教

育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、安芸高田市職員定数条例ほか4件の条例について一部改正を行うもの、また安芸高田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例1件を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第34 議案第12号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第12号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、複写サービス利用者が図書館窓口で利用料金を支払うことができるよう、条例に複写手数料を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
教育次長 叶丸一雅君。

○叶丸教育次長 それでは、要点の御説明をいたします。

現在、図書館窓口におきましては、現金の出納ができない状況があります。資料の複写の利用者は、文化センター並びに会計課のほうへ移動いただきまして現在代金を支払っていただいております。

このたび、利用者サービスの向上を図る目的で、図書館窓口において直接現金の出納ができるよう条例を改正し、ワンストップサービスの取り組みを進めるものでございます。

議案書をごらんください。

第12条を追加し、手数料につきまして定めるものでございます。

裏面をごらんください。

第13条以下は、条ずれによります整理でございます。附則で条例施行

は、平成27年4月1日としております。

以上で、要点説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第12号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第35 | 議案第13号 | 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第36 | 議案第14号 | 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第37 | 議案第15号 | 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第38 | 議案第16号 | 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第39 | 議案第17号 | 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第40 | 議案第18号 | 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第41 | 議案第19号 | 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第42 | 議案第20号 | 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第43 | 議案第21号 | 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第44 | 議案第22号 | 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第45 | 議案第23号 | 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第46 | 議案第24号 | 平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2 |

号)

○山本議長 日程第35、議案第13号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第46、議案第24号「平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億3,021万8,000円を減額し、予算の総額を209億7,877万3,000円とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、6億1,106万8,000円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を20億9,260万円とするものであります。

次に、議案第14号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,973万7,000円を減額し、予算の総額を42億8,080万6,000円とするものであります。

次に、議案第15号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,677万9,000円を減額し、予算の総額を4億2,853万6,000円とするものであります。

次に、議案第16号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,199万3,000円を減額し、予算の総額を43億7,688万5,000円とするものであります。

次に、議案第17号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、130万9,000円を減額し、予算の総額を5,260万7,000円とするものであります。

次に、議案第18号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,117万2,000円を減額し、予算の総額を3億3,123万4,000円とするものであります。地方債の補正につきましては、その借入限度額を5,650万円とするものであります。

次に、議案第19号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,644万2,000円を減額し、予算の総額を4億2,123万2,000円とするものであります。

次に、議案第20号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,576万4,000円を減額し、予算の総額を4億1,147万1,000円とするものであります。

次に、議案第21号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,760万円を減額し、予算の総額を3億283万5,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1,450万円とするものであります。

次に、議案第22号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億5,118万7,000円を減額し、予算の総額を9億5,495万6,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億4,410万円とするものであります。

次に、議案第23号「平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3万1,000円を追加し、予算の総額を1,528万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成26年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入、支出それぞれ136万3,000円を減額し、予定総額を2億9,464万2,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、7,500万円を減額し予定総額を1億5,607万6,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、7,238万8,000円を減額し、予定総額を2億5,128万4,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,520万8,000円は、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額1,260万3,000円、当年度分損益勘定留保資金7,948万2,000円と、建設改良積立金312万3,000円で補填するものでございます。

次に予算第6条に定めた、起債の限度額につきましては、5,800万円を減額し、予定総額を1億4,000万円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど、間違って説明申し上げましたので、御訂正申し上げます。

議案第21号の「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての既定の歳入歳出予算額の総額から、歳入歳出それぞれ3,761万円でございますけれども、3,760万円と申し上げました。3,761万円が正しい金額でございます。おわびして訂正を申し上げます。

○山本議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案12件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第47 発議第1号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第47、発議第1号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、先の通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条が改正されたため、本条例第21条中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

なお、附則として第1項に平成27年4月1日から施行としておりますが、第2項において、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期については、現在の教育長の任期満了まで従前の例による在職となり、施行日以降となりますので経過措置を設けて適用するものでございます。

適切に御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第1号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。  
次回は2月26日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員